

自動車税

自動車税の納期限は  
6月2日(月)です

納期限までに納めましょう

現在、道は財政立て直しに向け、歳出の削減と歳入の確保に努めており、特に自主財源である道税については、その収入確保が重要な課題となっております。中でも自動車税は道の財政運営上、重要な収入源となっておりますが、納期限である5月未までの納税の割合は64%程度にとどまっており、厳しい財政運営を強いられているのが現状です。

自動車税の納期内納税は、道が取組んでいる様々な施策を進める上で欠くことのできないものです。皆さんには、納期内納税にご理解をいただき、期限までに納税いただきますようお願いいたします。

●宗谷支庁税務課では、毎月最終木曜日に夜間納税窓口を開設しています。

●自動車税は、次の場所で納税できます。

- ・道内の金融機関・郵便局
- ・お近くの支庁・道税事務所
- ・コンビニエンスストア
- ・サークルK、サンクス、スパイ、セイコーマート、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン

問合せ

宗谷支庁地域振興部税務課納税係  
☎0162(33)2520

定住

宅地を無償で貸付・譲渡します

町民や町外からの移住・定住を促進し、町の振興を図ることを目的として、平成10年度から下頓別に「ふるさと定住促進地」を12区画造成しました。

現在、12区画中4区画を募集しています。

この制度は、町民ばかりでなく町外の方も対象としていますので、親戚や友人などにも勧めていただきますようお願いいたします。

場所

字下頓別(旧JR駅構内)

区画面積

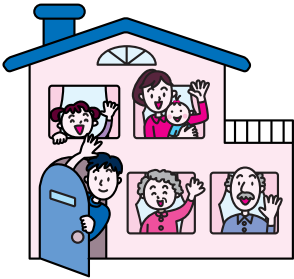
1区画100坪(上下水道完備)

条件等

3年以内に自己の住宅を建設し移住すること。この間の無償貸付期間を経て無償譲渡します。

問合せ

役場総務課企画広報係  
☎(2)2345(内線222)



紹介 平成20年度 新規採用者

よろしくおねがいします!



国保病院放射線技師  
牧野 雅之さん

浜頓別町民又は近隣町村の方々から安心して受けられるよう勤めたいです。



産業振興課商工観光係兼水産林務係  
堀 貴博さん

新しく入りました堀貴博です。まだ入ったばかりなので右も左もわからないですが、一生懸命頑張りますのでよろしくおねがいします。町で見かけたら気軽に話しかけてください。



国保病院介護支援専門員兼准看護師  
藤田 美幸さん

4月から浜頓別町国民健康保険病院介護相談室介護支援専門員として勤務することになりました。1日も早く仕事を覚えられるように精一杯頑張りますのでよろしくおねがいします。



保育所栄養士  
熊澤 早苗さん

はじめまして、今春より浜頓別保育所の栄養士としてお世話になります熊澤早苗です。まだまだ未熟者ですが、栄養士として子ども達においしい食事、安全な食事を提供し、たくさんの食育を伝えていきたいと思っております。どうぞよろしくおねがい致します。



国保病院准看護師  
阿部 比佐子さん

4月1日付けで浜頓別町国保病院の看護師として勤務することになりました。今は仕事を早く覚えて戦力になれるよう頑張りたいと思っておりますのでよろしくおねがいいたします。

電力

6月1日～10日は  
電波利用保護旬間です

暮らしを支える電波はルールを守って正しく使きましょう

電波の利用は、携帯電話や消防救急・防災無線など住民生活や様々な社会経済活動にとって不可欠なものとなっています。

しかしながら、依然として不法無線局は多数存在しており、重要無線通信やテレビ・ラジオに混信妨害を与える事例が後を絶ちません。特に最近では、インターネットショッピング・インターネットオークションで手軽に違法な外国製トランシーバーなどの機器を購入して使用し、重要無線通信への混信妨害をきたすような電波利用環境の悪化が懸念される状況となっています。

このため総務省では、広く国民に電波利用環境保護の大切さを訴えるため、6月1日の「電波の日」から10日間を「電波利用保護旬間」と定め、電波利用に関する周知・啓発活動を展開しています。

■電波に関するお問合せは  
北海道総合通信局

(午前8時30分～午後5時、土・日・祝日は除く)

・不法無線局、混信・妨害

☎011(737)0099

■ホームページ

http://www.hokkaido-bt.go.jp/

手続

住民票の請求時の本人  
確認にご協力ください

5月1日から住民票の請求時に本人確認が義務付けられました

住民基本台帳法が一部改正となり5月1日から本人確認が義務付けられました。また、本人及び同一世帯の人の住民票を請求するときは請求理由は必要ありませんが、第三者が住民票を請求するときは正当な理由が必要です。

他人の住民票を取得するには…

- 自分の権利の行使や義務の履行のために必要な場合
- 国・地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- その他、住民票の記載事項を確認するのに正当な理由がある場合、それを明らかにしたとき。

その際は、証明資料等を持参していただくか、委任状が必要となります。その他、国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行するために必要なときも請求できます。窓口に来られるときは、写真付き

の免許証等を忘れずに持参してください。写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証やキャッシュカード等2種類の確認できるものをお持ち願います。

■問合せ

役場住民課住民係

☎(2)2345 (内線114)

年金

若年者納付猶予制度をご存知ですか？

問合せ 役場住民課住民係 ☎2・2345 (内線114)

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、年をとられたときの老齢基礎年金や、万が一のとき、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができる制度です。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、申請することにより、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

国民年金の保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若年者は、保険料免除制度を利用することができません。他の年齢層と比べて所得が少ない若年層(20歳代)の方が、保険料免除制度を利用できず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請することにより保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者のみで所得要件を審査します(所得基準は、全額免除と同じ)

この納付猶予の承認を受けた期間

は、老齢基礎年金の年金額には算入されませんが、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するための資格期間には算入されます。また、将来受け取る年金額が少なからぬように、納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納付することができ追納制度があります。(猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乘せされますので早めの追納をお勧めします)

● ● ●  
国民年金の「任意加入制度」を利用して年金額を増やしませんか？

国民年金制度は原則として、20歳から60歳までの40年間の加入・納付状況によって年金額を決定しています。やむを得ない理由により過去に納められなかった期間がある場合や国民年金に加入していない期間があるなど満額の年金を受け取ることができない方が本人の申し出により、任意で国民年金に加入することができます。詳しくは、役場住民課住民係に問合せください。